

別記

覺書

仁藤組対従業員ノ労働争議ハ今回調停官ノ斡旋ニ依リ左記條件ヲ以テ圓滿解決シタルニ就テハ茲ニ覚書ニ通テ作成シ當事者双方及調停者各一通之ヲ保持スルモノトス

一記

- 一従業員五名ハ解雇ヲ承認スルコト
- 一右解雇者ニ対シテハ現職ニ依リ退職手当ヲ支給スルコト
- 一其ノ他ニ金一封壹千五百圓也ヲ支給スルコト

昭和八年十二月十五日

伊波組代表
従業員代表

早稲藪交通労働組合代表
調停官補

石橋 末廣
山本 延三郎
清野 魁美
天満 芳太郎
丸山 竹雄

以上

労働第三五五五號

昭和七年十一月十五日

警視總監

藤 昭 在 平

内務大臣 山本 達雄 殿
社 會 局 長 官 殿

發生十一・六解決
使用労働者十二
争議参加者六
関係労働組合
労働組合

鈴木組運送店労働争議ニ関スル件 (第一報リ發生)

以上月二日付通告書(複製)提出セルニ事業主ハ之ニ拒絶従業員ハ之ヲ解雇セルニ發端争議ニ入ル

此レニ撤廃者(田田要助)外ニ名ヲ檢挙其他(事業主)ハ之ヲ拒絶従業員ハ之ヲ解雇セルニ發端争議ニ入ル

記

一發生ノ場所 杉並区萩窪四丁目十番地萩窪驛前
二事業主側

4487

